

会 議 録

会 議 名 (付属機関等名)	令和6年度第2回川西市空家等対策協議会		
事務局(担当課)	都市政策部 住宅政策課		
開催日時	令和6年12月19日(木) 15時から15時50分まで		
開催場所	市役所5階 501会議室		
出席者	委 員	安田委員、橋本委員、濱委員、小柳委員、木部委員、明神委員、森崎委員、村岡委員、田村委員	
	そ の 他	なし	
	事 務 局	都市政策部 小林部長、小野副部長 住宅政策課 藤田課長、角谷主査、福丸主査	
傍聴の可否	可	傍聴者数	1人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	別紙のとおり		
会議結果	別紙審議経過のとおり		

審議経過

【15:00 開会】

1 開会

2 議事

・協議事項 管理不全空家等（特定空家等）の判定基準案について

●事務局

※内容説明

●委員

事象経過の配点が15点になっているが高くないか。年数に応じて高い点数になっていくような仕組みが必要ではないか。

●事務局

この項目は文書送付回数でA,B,Cランクに分けており、1年目は5点、2年目は10点、3年目以上は15点になるように整理しています。

●委員

適正に管理された空き家と管理不全空家等の間の状態をどのように呼ぶのか。

●事務局

空き家対策計画で放置空き家と定義しています。

●委員

今回現地調査した250件は全て経過観察するのか。

●事務局

優先度をつけて、必要なもののみ経過観察する予定です。

●委員

今後も増えていく中で、全ての空き家を市で経過観察するのは難しいと思う。地元住民などと協力して経過観察するなど検討してはどうかと思う。

●委員

周辺影響度でAは20点とわかるが、Cは何点になるのか。

●事務局

Cは0点です。

●委員

特定空家等はどれくらい出そうか。

●事務局

特定空家等は3件、管理不全空家等は50件程度を見込んでいます。

●委員

特定空家等や管理不全空家等に認定された後はどうなるか。

●事務局

まず、指導してから12ヶ月を目安に勧告します。その後の命令や代執行は、状態をみて判断する予定です。

●委員

判定基準の軒・バルコニーなどではA, B, Cの判定はどのように行うのか？

●事務局

Aは「過半・重度」、Bは「部分的・軽度」、Cは「事象なし」に分けています。これ以上細かい判定については内規で運用します。

●委員

除却の補助金について、補助額が足りないのではないか。

●事務局

市費という性質上、補助金をこれ以上増やすのは難しいです。まずは、補助が必要になる前に動いてもらうことが大事だと思っています。

●委員

空き家の状態が0点でも、周辺影響度と事象経過だけで管理不全空家等の基準点である30点以上になるので、取り扱いについては整理した方が良く思う。

●事務局

判定基準を策定する際、周辺影響度と事象経過だけでは認定しないなどの取り扱いを整理します。

●委員

特記事項2)の要件の「特定空家等などの不良住宅」の「など」「不良住宅」とは何を指しているのか。

●事務局

特定空家等「など」は、管理不全空家等を指します。また、「不良住宅」は、本補助は国費及び県費を活用するため、本市の判定基準のほかに、国や県が定めている「老朽危険空き家判定基準」に基づく「不良住宅」であることが要件になることを指しています。

●委員

老朽危険空き家の除却補助金というのは一般市民になじみがないが、どうやって周知するのか。

●事務局

この補助金は、法に基づく指導など行う際に除却を後押しするために使うものと考えておりますので、周知する予定はありません。

●委員

今回の除却の補助金とは別に、今後はそこまで状態が悪くない空き家の支援も考えてほしい。

3 意見交換（割愛）

4 閉会

【15:50 閉会】